

第1回 定時株主総会 招集ご通知



DNホールディングス株式会社

証券コード：7377



開催日時

2022年9月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

東京都千代田区神田練堀町300番地
住友不動産秋葉原駅前ビル4階

当社本社会議室

ご来場の際は、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。

議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、2022年9月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様様の安全を第一に考え、ご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願いしております。ご来場を検討されている株主様は、株主総会当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7377/>



目次

第1回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額決定の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式及び譲渡制限付株式に係る報酬決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役に対する報酬等の額決定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬決定の件	
添付書類	
事業報告	23
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50

第1回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社は、第1回定時株主総会の開催にあたりまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様を第一に考え、ご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願いしております。

なお、状況により次の対応をとらせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◇ご来場を検討されている株主様へのお願い

- ・当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないでください。
- ・来場時および会場内では感染予防にご配慮いただき、必ずマスクを着用してください。
- ・議長および登壇役員、また株主総会運営係員においてもマスク等を着用させていただきます。
- ・会場入口での係員による検温にご協力ください。
- ・37度5分以上の発熱、若しくは咳症状が見受けられる方は、入場をお断りさせていただきます。
- ・会場への入場の際には、アルコール消毒液にて手指の消毒をお願いします。
- ・座席の間隔を広く取りますので、十分な席数が確保できない場合がございます。
- ・会場内で咳き込むなど、体調不良がうかがえる場合は退場していただく場合がございます。
- ・お席でのご発言、大声でのご発声はお控えください。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。株主様からのご質問、ご発言につきましても、回数、時間の制限をさせていただく場合がございます。
- ・当日は株主総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。中継の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株様が映り込んでしまう場合がございますことを予めご了承ください。

◇議決権行使のご案内

- ・書面またはインターネット等による投票は、2022年9月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで有効となります。詳しくは3頁をご確認くださいませようお願い申し上げます。

◇インターネットによるライブ配信のご案内

- ・本総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。詳しくは同封している別紙「第1回定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

◇ご質問・ご意見受付のご案内

- ・2022年9月6日（火曜日）午前10時より2022年9月22日（木曜日）午後5時00分まで、当社ウェブサイト（<https://www.dcne.co.jp/>）にて株主の皆様からのご質問・ご意見をお受けいたします。頂戴いたしましたご質問・ご意見につきましては、目的事項に関係あるものについて整理したうえで、株主総会におきましてご回答申し上げます予定です。なお、目的事項に関係ないご質問・ご意見等につきましては、ご回答を控えさせていただく場合がございますことを予めご了承ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.dcne.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

株 主 各 位

東京都千代田区神田練塀町300番地
DNホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員 新井 伸博

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って、2022年9月27日（火曜日）の午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年9月28日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
- 2. 場 所** 東京都千代田区神田練塀町300番地
住友不動産秋葉原駅前ビル4階
当社 本社会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第1期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第1期（2021年7月14日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額決定の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式及び譲渡制限付株式に係る報酬決定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役に対する報酬等の額決定の件
- 第7号議案** 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dcne.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

（1）連結計算書類の連結注記表

（2）計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.dcne.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。また、会場内への危険物のお持ち込みはできません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

### 書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限 2022年9月27日（火曜日）午後5時30分必着



### インターネット等により議決権を行使される場合

後記（5頁～6頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年9月27日（火曜日）午後5時30分まで



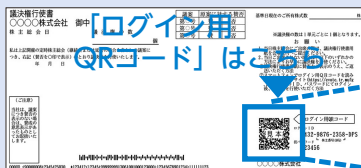
### 株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年9月28日（水曜日）午前10時



スマートフォンでの議決権行使は、  
1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！



議決権行使書副票（右側）

詳しくはP5へ



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

# 「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。  
ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/7377/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。  
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

## POINT 1 QRコードの読み取り、議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス!

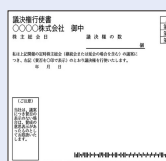
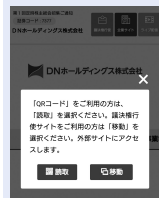


こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。1回に限り「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。  
（「移動」を選択した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセス可能です。）

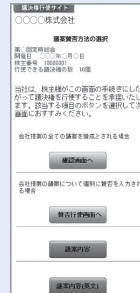
「議決権行使」ボタンをタッチ後「読取」を選択。カメラが起動します。

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。

「OK」を選択後、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。



写真を使用



※「移動」を押すと議決権行使ウェブサイトへジャンプします（ログインにはID・仮パスワードが必要です）。

## POINT 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Googleカレンダーに登録

## POINT 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連携しています。

地図・交通案内

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

### 議決権行使期限

2022年9月27日（火曜日）

午後5時30分まで

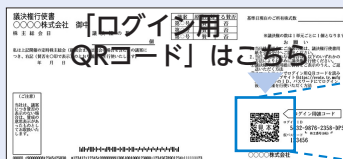


### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### 1. QRコードを読み取る



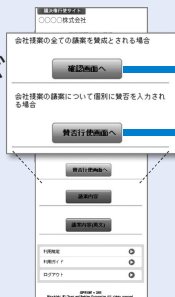
議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

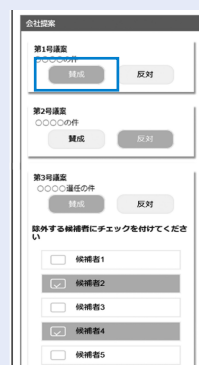


#### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



#### 3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

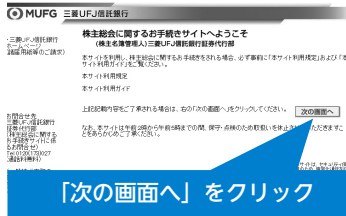
2回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の  
副票(右側)に記載された「ログイン  
ID」および「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と  
「新しいパスワード(確認用)」  
の両方を入力

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を  
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



### ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)



## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を基本としております。

また、当社は、2021年7月14日に共同株式移転により、大日本コンサルタント株式会社及び株式会社ダイヤコンサルタントの完全親会社として設立されました。

2022年6月期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに新たな共同持株会社の創立を記念し、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、普通配当60円に記念配当10円を加え、1株当たり70円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金70円（普通配当60円・記念配当10円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は559,837,320円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 株主総会資料の電子提供に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

#### (2) 役付執行役員に関する事項

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第30条(執行役員および役付執行役員)第2項の役付執行役員として、副社長執行役員若干名を選定することができる旨を定めるものであります。

#### 【参考】電子提供制度について

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を提供することができる制度です。電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回(2023年3月以降)の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知(ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等)のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会において、株主総会資料の書面送付を希望される株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社または株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

## 電子提供制度のイメージ



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 4 条 ～ 第 1 5 条 (条文省略)<br/>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 1 6 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。<br/>(新設)</p> <p>第 1 7 条 ～ 第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 2 0 条 ～ 第 2 9 条 (条文省略)<br/>(執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 3 0 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員 1 名、副社長執行役員 1 名を選定する。</p> <p>第 3 1 条 ～ 第 3 3 条 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 4 条 ～ 第 1 5 条 (現行どおり)<br/>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 1 6 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 1 7 条 ～ 第 1 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 2 0 条 ～ 第 2 9 条 (現行どおり)<br/>(執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 3 0 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員 1 名、取締役の中から副社長執行役員若干名を選定する。</p> <p>第 3 1 条 ～ 第 3 3 条 (現行どおり)</p> <p>附 則<br/>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役全員（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任については、諮問委員会に諮問（指名に関する事項）し、答申を受けております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                         | 氏名                 | 当社における地位、担当  | 出席回数／取締役会     |
|-------------------------------|--------------------|--------------|---------------|
| 1 <input type="checkbox"/> 再任 | あらい のぶひろ<br>新井 伸博  | 代表取締役社長執行役員  | 100%（13回／13回） |
| 2 <input type="checkbox"/> 再任 | のぐち やすひこ<br>野口 泰彦  | 代表取締役副社長執行役員 | 100%（13回／13回） |
| 3 <input type="checkbox"/> 新任 | くすもと よしのり<br>楠本 良徳 | —            | —             |

候補者  
番号

1

あらい のぶひろ  
新井 伸博

再任

生年月日

1956年1月15日生

取締役会への出席状況

13回中13回（100%）

所有する当社株式の数

61,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 大日本コンサルタント株式会社入社  
2006年7月 同社構造事業部事業部長  
2007年9月 同社執行役員  
2009年9月 同社常務執行役員  
同社技術統括部副統括部長  
2010年7月 同社東京支社副支社長  
2011年7月 同社東京支社支社長  
2011年9月 同社取締役  
同社事業戦略担当（関東地域）  
同社執行役員  
2013年7月 同社技術総括担当  
同社技術統括部統括部長  
同社技術統括部構造保全事業統括  
同社復興防災推進部部长  
2013年9月 同社常務取締役  
同社情報セキュリティ責任者  
2014年9月 同社技術統括担当  
2016年9月 同社代表取締役社長執行役員  
2021年7月 当社代表取締役社長執行役員（現任）  
大日本コンサルタント株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、1980年に大日本コンサルタント株式会社に入社以来、橋梁設計などの構造保全事業に従事し、その後、東京支社支社長、技術統括部統括部長、取締役として事業戦略担当（関東地域）、技術統括担当などを経て、2016年9月から同社の代表取締役社長執行役員、2021年7月から当社の代表取締役社長執行役員として今日に至っております。建設コンサルタント業界における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者  
番号

2

のぐち  
野□

やすひこ  
泰彦

再任

生年月日

1955年5月31日生

取締役会への出席状況

13回中13回（100%）

所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 通商産業省入省  
2005年9月 日本アルミニウム協会専務理事  
2009年6月 三菱マテリアル株式会社直島精錬所副所長  
同社九州工場副工場長  
2010年1月 同社執行役員兼地球環境プロジェクト・資源リサイクル事業担当役員補佐  
2010年6月 同社執行役員地球環境プロジェクト担当役員補佐兼資源・リサイクル事業本部副事業本部長  
2011年4月 同社資源・リサイクル事業本部事業本部長補佐  
2013年4月 同社顧問、環境CSR担当役員補佐  
2015年4月 同社顧問（非常勤）（現任）  
2016年4月 株式会社ダイヤコンサルタント代表取締役社長（現任）  
2021年7月 当社代表取締役副社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年の通商産業省での職務経験に加え、三菱マテリアル株式会社において、精錬所副所長、副工場長として、製造現場のマネジメント経験を有するとともに、地球環境関連の職務を歴任する等、環境関連事業に関する幅広い経験と知見を有しています。また、同社において役員、顧問等の立場で企業、部門全体の経営に携わり2016年から、株式会社ダイヤコンサルタント代表取締役社長、2021年7月から当社の代表取締役副社長執行役員として今日に至っております。環境関連事業および企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

くすもと  
楠本

よしのり  
良徳

新任

生年月日

1958年11月2日生

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

43,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 大日本コンサルタント株式会社入社  
2007年 9月 同社執行役員社会創造事業部事業部長  
2010年 7月 同社東北支社支社長  
2012年 9月 同社常務執行役員  
2013年 7月 同社専務執行役員  
2013年 9月 同社取締役  
同社東日本震災復興担当  
同社執行役員  
2014年 7月 同社経営企画担当  
同社経営統括部副統括部長  
2014年 9月 同社海外事業担当  
同社経営統括部統括部長  
2016年 9月 同社常務執行役員  
2019年 7月 同社専務執行役員  
同社経営統括  
2019年 9月 同社専務取締役  
2021年 7月 同社代表取締役副社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、1982年の入社以来、大日本コンサルタント株式会社の道路設計等の社会創造事業に従事し、その後、東北支社支社長、2013年9月から取締役として東日本震災復興担当、経営企画担当などを務め、2016年9月に監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員経営統括部統括部長、専務執行役員経営総括、専務取締役を経て、2021年7月から同社の代表取締役副社長として今日に至っており、豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しております。こうした経験と知見を活かし、当社の取締役としてその経営に携わることにより、企業価値向上へ導くことができると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。  
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補償することとしております。各取締役候補者は、既に当該保険契約の被保険者であります。当社が現在保険会社と締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要は37頁をご参照ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額決定の件

当社は2021年7月14日設立の新設会社であり、当社定款附則第2条第1項において、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額のうち金銭で支給するものの総額は、年額120百万円以内と定めております。

つきましては、本定時株主総会終結後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につき、ご承認いただきたいと存じます。

本総会終結後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、金銭で支給するものの総額を年額120百万円以内といたしたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準等についても考慮し、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本報酬額改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、諮問委員会の諮問を経たうえで、当社取締役会で決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）であり、第3号議案のご承認をいただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。



## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式及び譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

当社定款附則第2条第3項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額80百万円以内とし、支給する新株予約権の数は1,200個以内と定めております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「支給対象取締役」という。）に対し、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的とし、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額決定の件」に関する報酬枠とは別枠にて、単年度の業績に連動する株式報酬として、支給対象取締役の役位及び当社取締役会においてあらかじめ設定した当社の業績数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を支給する、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「年次インセンティブ報酬」という。）及び、当社取締役に当社株式を保有させることを目的とした、リストラクテッド・ストック（以下、「中長期インセンティブ報酬」という。）の2種類の株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給したいと存じます。

本制度は、以下に記載のとおり上記の目的に沿うよう設計されているため、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本報酬額改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、諮問委員会の諮問を経たうえで、当社取締役会で決定することといたします。現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（うち社外取締役0名）であり、第3号議案のご承認をいただいた場合、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

また、当社は支給対象取締役に対して、譲渡制限付株式の発行要項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。

### 1. 年次インセンティブ報酬の内容

#### （1）本制度の概要

当社は、各支給対象取締役の役位に応じて設定した株式数（以下、「基準株式数」という。）及び当社の定時株主総会開催日の属する事業年度（以下、「業績評価期間」という。）における取締役会であらかじめ決定した業績数値目標の達成率等に応じて、支給する当社普通株式の数を当社取締役会で決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と支給対象取締役との間で、大要（５）の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下1. において「本割当契約」という。）を締結する事を条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下1. において「本株式」という。）。

なお、当社は、決定された各支給対象取締役に支給する当社普通株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各支給対象取締役に對して支給し、各支給対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

当社は、基準株式数に、業績評価期間における当社取締役会で決定した業績数値目標の達成率等に基づく一定の係数（以下、「支給係数」という。）を乗じて計算される数の当社普通株式を、業績評価期間の終了後に支給します。

## （２） 退任時の取り扱い

株式の支給は、原則として、その支給時に支給対象取締役が当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）であることを条件とします。支給対象取締役が当社普通株式の支給前にその地位を喪失した場合、株式の支給は行わないものとします。

## （３） 不支給事由

支給対象取締役が、当社普通株式の支給前に当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、当該支給対象取締役に対しては、株式の全部又は一部の支給は行わないものとします。

## （４） 組織再編時の取扱い

当社は、当社普通株式の支給前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議に基づき、当社普通株式の支給に代えて、支給対象者に対して合理的に算定される額の金銭を支給するもの

とします。

## (5) 割当契約の内容

### ① 譲渡制限期間

支給対象取締役は、本株式の払込期日（以下1.において「本払込期日」という。）から当社及び当社子会社の取締役（以下「取締役等」という。）のいずれの地位からも退任した時点まで（以下1.において「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

### ② 譲渡制限の解除条件

支給対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

### ③ 無償取得事由

イ) 支給対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、取締役等のいずれの地位からも退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

ロ) その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

### ④ 死亡、中途退任における取扱い

上記②の定めにかかわらず、支給対象取締役が譲渡制限期間の途中で死亡、任期満了又は定年その他正当な理由により、取締役等のいずれの地位からも退任した場合には、本株式の全部について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。

### ⑤ 組織再編等における取扱い

上記①、②の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本株式の全部について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。

## (6) その他の事項

年次インセンティブ報酬に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 2. 中長期インセンティブ報酬の内容

### (1) 本制度の概要

当社は、各支給対象取締役に係る基準株式数に基づき支給する当社普通株式の数を、当社取締役会で決定します。

当社は、決定された各支給対象取締役に支給する当社普通株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各支給対象取締役に対して支給し、各支給対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と支給対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下2.において「本割当契約」という。）を締結する事を条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下2.において「本株式」という。）。

### (2) 譲渡制限期間

支給対象取締役は、本株式の払込期日（以下2.において「本払込期日」という。）から取締役等のいずれの地位からも退任した時点まで（以下2.において「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

### (3) 譲渡制限の解除条件

支給対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

### (4) 無償取得事由

- ① 支給対象取締役が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、取締役等のいずれの地位からも退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(5) 死亡、中途退任における取扱い

上記(3)の定めにかかわらず、支給対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間(以下2.において「役務提供期間」という。)の途中で死亡、任期満了又は定年その他正当な理由により、取締役等のいずれの地位からも退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) 組織再編等における取扱い

上記(2)、(3)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(7) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

3. 金銭報酬債権の額及び支給株式の上限

(1) 金銭報酬債権の算定

各支給対象取締役に支給される金銭報酬債権の額は、支給される株式数に、支給時株価を乗じて算定します。

なお、支給時株価とは、当社普通株式の支給に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)をいいます。

(2) 金銭報酬債権の上限及び支給株式数の上限

① 年次インセンティブ報酬

年次インセンティブ報酬における金銭報酬債権の総額については年額50百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年40,000株以内とします。

② 中長期インセンティブ報酬

中長期インセンティブ報酬における金銭報酬債権の総額については年額25百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年25,000株以内とします。

(3) 株式分割・株式併合等

上記年次インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬について、本議案の決議の日以降、当社普通株式について株式分割若しくは株式併合又は当社普通株式の株式無償割当てが行われ、当社の発行済株式総数が増減する場合は、支給対象取締役に支給する株式数及び金銭報酬債権の額を合理的に調整するとともに、上記当社普通株式の上限総数を合理的に調整するものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役に対する報酬等の額決定の件

当社は2021年7月14日設立の新設会社であり、当社定款附則第2条第2項において、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの監査等委員である取締役の報酬の額のうち金銭で支給するものの総額は、年額50百万円以内と定めております。

つきましては、本定時株主総会終結後の監査等委員である取締役の報酬等の額につき、ご承認いただきたいと存じます。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、現在の監査等委員である取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、金銭で支給するものの総額を年額50百万円以内といたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準等についても考慮し、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。なお、本議案につきましては、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

今般、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、第6号議案「監査等委員である取締役に対する報酬等の額決定の件」に関する報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給したいと存じます。

本議案に基づき監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下「支給対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5百万円以内といたします。

また、支給対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年6,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。

本制度は、以下に記載のとおり上記の目的に沿うように設計されているため、その内容は相当なものであると考えております。

支給対象取締役への具体的な支給時期及び配分は監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。

発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と支給対象取締役との間で、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型譲渡制限付株式及び譲渡制限付株式に係る報酬決定の件 2.中長期インセンティブ報酬の内容」に記載の割当契約と同様の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上



(添付書類)

## 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

当社は、2021年7月14日に共同株式移転により大日本コンサルタント株式会社および株式会社ダイヤコンサルタントの完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は2021年7月14日から2022年6月30日までになりますが、当連結会計年度は大日本コンサルタント株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、2021年7月1日から2022年6月30日までとなります。

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあることに加え、西側諸国のロシアに対する経済制裁による世界的なエネルギーの供給不足や原材料価格の高騰、急激な円安が進む中で先行きは不透明で予断を許さない状況となっております。

当社グループが属する建設コンサルタント業界および地質調査業界の経営環境は、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、令和3年度から7年度までの5か年に重点的かつ集中的に対策を講ずることとなり、老朽化インフラの維持・更新や、防災・減災対策など国内の公共事業を取り巻く環境は堅調に推移していくものと考えられます。

このような状況の下で、当社グループは、今期が初年度となる第1次中期経営計画(2021年7月から2024年6月まで)において、企業理念として定めた「大地と空間、人と社会の可能性を引き出し、未来を拓く」の実現に向けて、「シナジー効果の創出による事業拡大」と「経営基盤の整備・強化」を基本方針として設定いたしました。これらの基本方針に基づき、大日本コンサルタント株式会社および株式会社ダイヤコンサルタントの両事業会社間において、情報共有、技術研鑽、業務遂行の効率化に対する取り組みを実施し、両社の強みの技術を連携させてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループ全体の業績は、受注高が315億9百万円、受注残高は185億3千6百万円、売上高は321億1千2百万円となりました。利益面におきましては、営業利益は21億5千9百万円、経常利益は22億2百万円、最終の親会社株主に帰属する当期純利益は、15億5百万円となりました。また、当社グループは継続的に企業価値の向上を図るため、株主資本利益率(ROE)10%以上を安定的に達成できることを目標に掲げており、当連結会計年度におきましては、株主資本利益率(ROE)は15.2%となり、目標を達成することができました。

なお、当社グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## 連結業績ハイライト

売上高

**321.1** 億円

営業利益

**21.5** 億円

経常利益

**22.0** 億円

親会社株主に  
 帰属する当期純利益

**15.0** 億円

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額3億8千9百万円の設備投資を実施いたしました。その主たる内容は、連結子会社の本社移転に伴う社屋の内装工事、既存建物設備の更新、コンピュータ機器、基幹システムの開発およびソフトウェア等の購入であります。なお、これらの所要資金は、自己資金により賄っております。また、上記金額には有形固定資産の資産除去債務対応分に係る増加額については含めておりません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新たな資金調達は行っておりませんので、特記すべき事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                     |    | 第1期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年6月期) |
|-------------------------|----|--------------------------------|
| 売 上 高                   | 千円 | 32,112,770                     |
| 経 常 利 益                 | 千円 | 2,202,760                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 千円 | 1,505,103                      |
| 1株当たり当期純利益              | 円銭 | 188.44                         |
| 総 資 産                   | 千円 | 19,585,553                     |
| 純 資 産                   | 千円 | 9,946,463                      |
| 1株当たり純資産                | 円銭 | 1,240.16                       |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数はそれぞれ自己株式を控除した株式数により算出しております。

## ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分        |    | 第 1 期<br>(当事業年度)<br>(2022年6月期) |
|------------|----|--------------------------------|
| 売 上 高      | 千円 | 1,144,937                      |
| 経 常 利 益    | 千円 | 790,274                        |
| 当 期 純 利 益  | 千円 | 788,165                        |
| 1株当たり当期純利益 | 円銭 | 96.36                          |
| 総 資 産      | 千円 | 9,277,135                      |
| 純 資 産      | 千円 | 9,234,750                      |
| 1株当たり純資産   | 円銭 | 1,151.17                       |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数はそれぞれ自己株式を控除した株式数により算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                | 資 本 金       | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                |
|--------------------------------------|-------------|--------------------|------------------------------|
| 大日本コンサルタント株式会社                       | 1,399,000千円 | 100%               | 建設コンサルタント業務                  |
| 株式会社ダイヤコンサルタント                       | 455,000千円   | 100%               | 建設コンサルタント業務<br>地質調査業務        |
| Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd. | 300千米ドル     | 100%               | CAD設計業務                      |
| NEテクノ株式会社                            | 20,000千円    | 100%               | 設計アドバイザー業務、<br>橋梁点検業務、一般派遣業務 |

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会社名            | 住所                | 帳簿価額の合計額    | 当社の総資産額     |
|----------------|-------------------|-------------|-------------|
| 大日本コンサルタント株式会社 | 東京都千代田区神田練堀町300番地 | 5,994,559千円 | 9,277,135千円 |
| 株式会社ダイヤコンサルタント | 東京都千代田区神田練堀町300番地 | 2,403,055千円 |             |

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境では、自然災害の頻発化・激甚化、地球環境問題の深刻化、社会インフラの老朽化など、社会資本整備に対するニーズが多様化・増大しております。当社グループは、これらのニーズに的確かつ効率的に応え、企業理念としている「大地と空間、人と社会の可能性を引き出し、未来を拓く」に貢献するとともに、企業の持続的な発展に資するため、第1次中期経営計画では次の課題に取り組んでまいります。

#### ① 成長力の強化による企業規模の拡大

- ・設計技術と調査解析・評価技術との融合による付加価値向上に伴う売上拡大
- ・リソースおよび顧客を相互活用・共有することによる販路拡大・事業領域の拡大
- ・企業規模の拡大による企業評価の向上

#### ② 業務遂行能力の向上による受注の拡大

- ・調査から設計までの一体化に伴う国土強靱化事業の対応力増強による受注拡大
- ・当社グループの強みを強化、弱みを補完し、業務対応力向上に伴う受注機会の拡大
- ・大規模災害への広域的対応に伴う受注拡大

#### ③ 新規事業への参入強化

- ・両者の技術・情報・人材を相互共有・活用し、新規事業への参入計画・検討を加速
- ・エネルギー事業を強化し、FS（実行可能性調査）・事業運営等への参画拡大

これらの課題を解決することにより、「成長を続ける企業」、「競争に勝つ企業」、「活気に満ちた企業」として、社会、顧客、株主、協力会社、そして従業員からの信頼をさらに高めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

当社グループは、当社、大日本コンサルタント株式会社（連結子会社）、株式会社ダイヤコンサルタント（連結子会社）、Nippon Engineering-Vietnam Co.,Ltd.（連結子会社）、NEテクノ株式会社（連結子会社）、合同会社ふじおやまパワーエナジー（非連結子会社）および株式会社清流パワーエナジー（持分法非適用関連会社）の7社により構成されており、主な事業内容は、土木、建築、測量、地質および土質に関する調査、企画、立案、設計、工事監理およびこれらに関するコンサルティング業務等であります。

当社グループにおける主要な関係会社の位置づけは、次のとおりであります。

| 区分                |             | 主要業務                                               | 主要な会社名                                                                                  |
|-------------------|-------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合建設<br>コンサルタント事業 | 建設コンサルタント事業 | 社会資本整備に関する<br>コンサルタント業務の<br>うち、調査・計画・設<br>計・工事監理など | 大日本コンサルタント株式会社<br>株式会社ダイヤコンサルタント<br>Nippon Engineering-Vietnam<br>Co.,Ltd.<br>NEテクノ株式会社 |
|                   | 地質調査事業      | 地質・地盤・地下水・<br>資源の調査・解析                             | 株式会社ダイヤコンサルタント                                                                          |

## (6) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

### ① 当社

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 東京都千代田区 |
|-----|---------|

### ② 子会社

|                                      |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| 大日本コンサルタント株式会社                       | 本社（東京都千代田区）     |
| 株式会社ダイヤコンサルタント                       | 本社（東京都千代田区）     |
| Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd. | 本社（ベトナム国ホーチミン市） |
| NEテクノ株式会社                            | 本社（埼玉県さいたま市）    |

## (7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,359名 | －名          |

- (注) 1. 使用人数は、正社員および嘱託社員からなる就業人員（当社グループから社外への出向者を除く）の数であります。
2. 当社グループは建設コンサルタント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 当社は2021年7月14日設立であるため、前連結会計年度末比増減については記載していません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|------|--------|
| －名   | －名        | －歳   | －年     |

- (注) 当社の事業は子会社である大日本コンサルタント株式会社および株式会社ダイヤコンサルタントの従業員が兼務しており、専属の従業員がいないため、使用人数、平均年齢、平均勤続年数は記載していません。

## (8) 主要な借入先 (2022年6月30日現在)

| 借入先         | 借入金         |
|-------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,303,573千円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

### (1) 発行可能株式総数

39,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

8,420,000株

### (3) 株主数

3,260名（前事業年度末比 - 名）

当社は2021年7月14日設立であるため、前事業年度末比については記載しておりません。

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|-------|---------|
| 光 通 信 株 式 会 社                       | 580千株 | 7.26%   |
| D N ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 員 持 株 会       | 503   | 6.29    |
| D N ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 友 持 株 会       | 384   | 4.81    |
| ダ イ ヤ コ ン サ ル タ ン ト 職 員 持 株 会       | 363   | 4.54    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行                     | 325   | 4.07    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 274   | 3.43    |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2       | 270   | 3.39    |
| 古 河 機 械 金 属 株 式 会 社                 | 190   | 2.38    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行               | 189   | 2.37    |
| 川 田 テ ク ノ シ ス テ ム 株 式 会 社           | 172   | 2.15    |

- (注) 1. 当社は、自己株式422千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち、信託業務に係る株式数は274千株であります。なお、その内訳は、信託口137千株、退職給付信託口137千株であります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の保有する新株予約権の内容の概要

| 名称<br>(発行決議日)          | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類<br>及び数 | 新株予約<br>権の<br>行使時の<br>払込金額 | 新株予約権の<br>行使期間               | 新株予約権の<br>行使により<br>株式を発行する場合<br>の株式の<br>発行価格及び<br>資本組入額 | 新株予約権の<br>行使の条件 | 新株予約権の<br>個数及び<br>保有者数 |
|------------------------|---------------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------|------------------------|
| 第1回新株予約権<br>2021年7月14日 | 普通株式<br>10,900株                 | 1円                         | 2021年7月14日から<br>2047年11月6日まで | 発行価格494円<br>資本組入額247円                                   | (注)2            | 109個<br>2人<br>(注)1     |
| 第2回新株予約権<br>2021年7月14日 | 普通株式<br>8,000株                  | 1円                         | 2021年7月14日から<br>2048年11月5日まで | 発行価格633円<br>資本組入額317円                                   | (注)2            | 80個<br>2人<br>(注)1      |
| 第3回新株予約権<br>2021年7月14日 | 普通株式<br>10,400株                 | 1円                         | 2021年7月14日から<br>2049年11月5日まで | 発行価格618円<br>資本組入額309円                                   | (注)2            | 104個<br>2人<br>(注)1     |
| 第4回新株予約権<br>2021年7月14日 | 普通株式<br>7,400株                  | 1円                         | 2021年7月14日から<br>2050年11月5日まで | 発行価格782円<br>資本組入額391円                                   | (注)2            | 74個<br>2人<br>(注)1      |

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。  
ただし、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社および当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日の場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2022年6月30日現在)

| 会社における地位          | 氏名   | 担当および重要な兼職の状況                                                                                |
|-------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役             | 新井伸博 | 社長執行役員<br>大日本コンサルタント株式会社代表取締役社長                                                              |
| 代表取締役             | 野口泰彦 | 副社長執行役員<br>株式会社ダイヤコンサルタント代表取締役社長                                                             |
| 取締役               | 高久晃  | 取締役会議長                                                                                       |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 吉村実義 |                                                                                              |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 林田和久 | 林田和久公認会計士事務所 所長<br>株式会社BlueMeme 監査役<br>株式会社OpenModels 監査役<br>日本トムソン株式会社 監査役<br>株式会社学びエイド 監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 井上毅  | 富士石油株式会社 監査役                                                                                 |

- (注) 1. 取締役林田和久氏および井上毅氏は、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）であります。
2. 取締役（監査等委員）である林田和久氏および井上毅氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・林田和久氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・井上毅氏は、金融機関での長年にわたる業務経験を有しております。
3. 取締役会以外の重要な社内会議への出席や内部監査部門との連携を密にすることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるために吉村実義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）林田和久氏および井上毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社で定める独立役員の「独立性判断基準」は以下【ご参考】をご参照ください。

#### 【ご参考】独立性判断基準

社外取締役候補者のうち、次に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ① 現在、当社または当社の子会社の役員および使用人であってはならず、かつ、その就任の前10年間において、当社または当社の子会社の役員および使用人であってはならない。
- ② 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかにおいて、下記③～⑨までに掲げる者であってはならない。
- ③ 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ④ 当社または当社の子会社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを行っている者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑤ 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。）であってはならない。
- ⑥ 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑦ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑧ 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑨ 当社または当社の子会社から役員を受入れしている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者であってはならない。
- ⑩ 上記①～⑨までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。
- ⑪ 当社において、現任社外取締役の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。
- ⑫ その他、社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

## (3) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### 1. 当該方針の決定の方法

諮問委員会に諮問（報酬に関する事項）し、答申を受け、取締役会で決定しております。

###### 2. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬等は、経済や社会の情勢などを踏まえたうえで、取締役が果たすべき役割・責任の大きさに基づく報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額は、株主総会において決議いただいた報酬枠の範囲内で、固定報酬である「基本報酬」、単年度の業績達成率に連動する「年次インセンティブ報酬」、取締役在任中の貢献に報いる「中長期インセンティブ報酬」からなり、それらは概ね75：15：10の割合で構成されております。また、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、株主総会において決議いただいた報酬枠の範囲内で、固定報酬である「基本報酬」のみで構成しております。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、大日本コンサルタント株式会社と株式会社ダイヤコンサルタントの共同株式移転の方法により、2021年7月14日に設立されたものであり、上記大日本コンサルタント株式会社における2021年4月23日開催の臨時株主総会において、当社における最初の取締役の報酬に関して次の内容にて決議をいただいております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭で支給するものの総額は年額120百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬等の額とは別枠で年額80百万円以内の範囲で、次の2種類の株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議いただいております。2021年7月14日時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）です。

・年次インセンティブ：株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）

・中長期インセンティブ：株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

監査等委員である取締役の報酬限度額は、金銭で支給するものの総額は年額50百万円以内と決議いただいております。2021年7月14日時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、諮問委員会に諮問し、答申を受け、最終的に基本報酬は内規に従い、その個々の具体的な金額は取締役会より一任された新井伸博代表取締役社長執行役員が決定しております。代表取締役社長執行役員に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合

的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、諮問委員会の答申が十分に尊重されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議のうえ、決定しております。

#### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分                           | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |       | 対象となる役員の員数(人) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|----------|-------|---------------|
|                                |                    | 固定報酬               | 業績連動報酬   | 退職慰労金 |               |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 86,584<br>(—)      | 86,584<br>(—)      | —<br>(—) | —     | 3<br>(—)      |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 36,195<br>(10,080) | 36,195<br>(10,080) | —        | —     | 3<br>(2)      |

(注) 上記固定報酬等の額には、ストック・オプションとしての費用計上額(取締役(監査等委員を除く)1,444千円)を含んでおります。

#### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、単年度の業績達成率に連動する「年次インセンティブ報酬」として、株式報酬型ストック・オプション(業績達成型)を付与しております。なお、業績目標を達成しなければ付与することはありません。評価指標は、事業活動の成果である連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を採用することで、株主の皆様との利益意識を共有し、かつ具体的な上限額を設けることにより、透明性および客観性を高めております。

(具体的な算定方法)

法人税法第34条第1項第3号イに規定する「職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標」は、大日本コンサルタント株式会社の「連結営業利益」および「親会社株主に帰属する当期純利益」とします。また、法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定数」は、100,000株を限度とします。

付与株式数(100株未満切り上げ) = 付与株式相当数※1 × 業績連動係数※2

※1 付与株式相当数(100株未満切り上げ) = (基準報酬額※3 × 役位乗数※4) ÷ 基準株価※5

※2 業績連動係数

| (実績値÷計画値) |                 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |                 |         |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
|           |                 | 90%未満           | 90%以上<br>100%未満 | 100%以上  |
| 連結営業利益    | 80%未満           | 0.00%           | 0.00%           | 0.00%   |
|           | 80%以上<br>100%未満 | 0.00%           | 0.00%           | 66.67%  |
|           | 100%以上          | 0.00%           | 33.33%          | 100.00% |

※3 基準報酬額 1,000千円

※4 役位乗数

| 役位   | 代表取締役会長 | 代表取締役 | 専務取締役 |
|------|---------|-------|-------|
| 役位乗率 | 4.85    | 4.85  | 4.3   |

注 2021年6月30日時点の大日本コンサルタント株式会社における地位に基づく役位乗数であります。

※5 東京証券取引所における2021年6月30日の大日本コンサルタント株式会社普通株式の終値

(業績指標に関する計画および実績)

| 指標              | 2021年6月期計画  | 2021年6月期実績  |
|-----------------|-------------|-------------|
| 連結営業利益          | 1,100,000千円 | 1,804,859千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 700,000千円   | 1,234,567千円 |

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）林田和久氏は、林田和久公認会計士事務所の所長、株式会社BlueMeme、株式会社OpenModels、日本トムソン株式会社および株式会社学びエイドの監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）井上毅氏は、富士石油株式会社の監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                                                 |
|----------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 林田和久 | 当事業年度において開催された取締役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、客観的かつ公正な立場から、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。  |
| 取締役<br>(監査等委員) | 井上毅  | 当事業年度において開催された取締役会13回全てに出席し、金融機関出身者としての専門分野の豊富な経験に基づき、客観的かつ公正な立場から、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。 |

## (6) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社および子会社、関連会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当社が現在締結しております役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要は次のとおりであります。

補償地域は、全世界、保険期間は2021年7月14日から2022年7月14日であります。

補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ①会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法令上の損害賠償金、訴訟費用）を補償対象としております。
- ②このほか、現に損害賠償請求がなされていない場合でも、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ①役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ②役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ③役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ④役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ⑤違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 15,200千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 59,360千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、監査受託のための調査業務についての対価を支払っております。
4. 会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
 取締役は、文書管理規則に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書もしくは電磁的媒体に記録・保存するものとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、C S R 規定に基づき、経営戦略会議においてグループ会社のリスク管理に関する基本方針を決定し、監視するとともに、リスク管理体制を整備し維持するものとする。また、半期毎にリスク評価を実施し、対策が必要な事項について、グループ会社にフィードバック（指示・助言等）を行う。
  - 2) グループ会社において緊急事態が発生した場合には、C S R 規定に基づき、発生した緊急事態領域を有するグループ会社の社長が、危機管理責任者として危機管理会議を招集し、緊急事態領域の責任者を定め、初動対応を指示する。また、危機管理情報共有責任者は、危機管理会議の進捗を把握し、緊急事態の終結までグループ会社間の情報共有と連携を行い、危機管理会議の解散後、速やかに事態の経緯と教訓を整理し、経営戦略会議に報告するとともに、リスク管理の見直しを行い、グループ会社にフィードバック（指示・助言等）を行う。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。重要な業務執行の決定は、会社法第399条の13第6項の規定により社長執行役員である取締役に委任し、経営戦略会議において事前審議することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
  - 2) 操業については、年度ごとに全社的な経営目標である経営計画を策定し、各グループ会社の達成すべき目標に落とし込み、各グループ会社は、具体的な目標の達成方法を定める。また、毎月開催する経営戦略会議において、操業の進捗状況の確認と対応策の検討を行う。
  - 3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規定に基づき権限の委譲を行い、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確にする。また、稟議規定において執行手続を定め、会社業務の組織的かつ効率的な運営を図ることができる体制を構築する。

- ④ 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、取締役および使用人の法令および定款の遵守と、誠実かつ倫理的な事業活動のための行動規範として企業行動規則を定める。取締役および使用人は、当該行動規範を率先垂範して行うとともに、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
  - 2) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス取扱基準を定め、その運用を行う。
  - 3) 当社は、経営戦略会議において、コンプライアンスに関する諸施策の実施状況を確認する。また、その内容を取締役に報告する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、関係会社管理規則を定め、グループの子会社および関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
  - 2) 当社の監査部は、内部監査規則に基づき、子会社に対する内部監査を定期に実施する。
  - 3) 子会社および関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導および支援を実施する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人という。）を置くことを求めた場合、社長執行役員である取締役は、監査等委員会と協議を行い、速やかに人事的対応を図る。
  - 2) 補助使用人は監査等委員会の指揮命令に従い職務を行うとともに、その指揮命令事項に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会の事務局については、専任の補助使用人があたるものとする。
  - 3) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分などに関しては、監査等委員会の同意を得たうえで実施する。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社および子会社の代表取締役、業務執行取締役は、各社の取締役会などの重要な会議において、随時その業務執行状況の報告を行う。
  - 2) 監査等委員会が必要に応じて当社または子会社の事業の報告を求めた場合、または、業務および財産に関する調査を行う場合は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、迅速に対応するものとする。
  - 3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人ならびに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、もしくはその発生の恐れがあると判断した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けた者は当該事実を、直ちに監査等委員会に対して報告するものとする。
  - 4) 当社は、当社ならびに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からの不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実に対する相談または通報に関する仕組み（内部通報制度）を構築する。また、相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことをコンプライアンス取扱基準に定める。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、当該監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、監査等委員の請求に従い円滑に行う。
  - 2) 監査等委員会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する機会を設定する。
  - 3) 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認める際は、弁護士、公認会計士その他外部機関の活用を保障する。

- ⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 1) 財務報告の信頼性を確保するために、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計に関する諸法則、規則を遵守し、虚偽や誤解を招く会計処理は行わない。また、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上に努める。
  - 2) 監査部は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備などがあれば必要な是正を行うよう指示する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 1) 当社は、取締役および使用人が遵守すべき内部規範である企業行動規則に基づき、市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力との関係を一切遮断する。
  - 2) 反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。
  - 3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士など外部専門機関との連携体制の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、経営計画説明会を社員に向け実施し、経営方針、経営課題、対応方針などを説明し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、各本部による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修などの実施状況を審議し、取締役会へ報告を行っております。

事業年度末においては、監査部による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。今後、買収防衛策を導入するかどうかは、当社を取り巻く状況、法制度の進展などを勘案しながら、引き続き検討を続けてまいります。なお、買収防衛策の導入にあたっては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第8条において次のとおり定めております。

- ① 当社は、買収防衛策の導入にあたっては、既存の株主の皆様の権利を害することのないようにするために、適切にその情報を開示する。
- ② 自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の皆様に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を適切に開示する。
- ③ 当社は、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じない。

---

本事業報告に記載されている金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>13,774,817</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>7,460,188</b>  |
| 現金及び預金                 | 4,604,749         | 業 務 未 払 金               | 1,368,409         |
| 受取手形及び売掛金              | 938,080           | 1年内返済予定の長期借入金           | 214,284           |
| 契 約 資 産                | 7,643,261         | 未 払 金                   | 981,826           |
| そ の 他                  | 588,726           | 未 払 法 人 税 等             | 719,598           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>5,810,736</b>  | 契 約 負 債                 | 2,261,946         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,846,719</b>  | 完 成 業 務 補 償 引 当 金       | 258,310           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 808,048           | 受 注 損 失 引 当 金           | 75,339            |
| 土 地                    | 567,055           | そ の 他                   | 1,580,475         |
| そ の 他                  | 471,616           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>2,178,901</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>363,032</b>    | 長 期 借 入 金               | 1,089,289         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,600,983</b>  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 474,928           |
| 投 資 有 価 証 券            | 418,981           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 72,800            |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 2,297,520         | 資 産 除 去 債 務             | 123,849           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 3,220             | 繰 延 税 金 負 債             | 399,548           |
| そ の 他                  | 881,261           | そ の 他                   | 18,486            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>19,585,553</b> | <b>負 債 合 計</b>          | <b>9,639,090</b>  |
|                        |                   | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
|                        |                   | 株 主 資 本                 | 10,087,379        |
|                        |                   | 資 本 金                   | 2,000,000         |
|                        |                   | 資 本 剰 余 金               | 1,581,566         |
|                        |                   | 利 益 剰 余 金 式             | 6,630,718         |
|                        |                   | 自 己 株 式                 | △124,905          |
|                        |                   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | △168,957          |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 126,272           |
|                        |                   | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △17,408           |
|                        |                   | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △277,821          |
|                        |                   | 新 株 予 約 権               | 28,041            |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>9,946,463</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>19,585,553</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日)

(単位：千円)

| 科目              | 金額      |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 32,112,770 |
| 売上原価            |         | 22,483,902 |
| 売上総利益           |         | 9,628,868  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 7,469,826  |
| 営業利益            |         | 2,159,041  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 63      |            |
| 受取配当金           | 25,587  |            |
| 雑収入             | 64,358  | 90,009     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 14,787  |            |
| 雑支出             | 31,503  | 46,290     |
| 経常利益            |         | 2,202,760  |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 2,202,760  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 775,707 |            |
| 法人税等調整額         | △78,051 | 697,656    |
| 当期純利益           |         | 1,505,103  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,505,103  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |            |           |            |             |
|--------------------------|-----------|------------|-----------|------------|-------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 1,399,000 | 1,531,510  | 4,885,672 | △178,105   | 7,638,076   |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |           |            | 636,909   |            | 636,909     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 1,399,000 | 1,531,510  | 5,522,581 | △178,105   | 8,274,985   |
| 当連結会計年度変動額               |           |            |           |            |             |
| 株式移転による増加                | 601,000   | 2,045,287  |           | △1,962,958 | 683,328     |
| 剰余金の配当                   |           |            | △396,966  |            | △396,966    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |           |            | 1,505,103 |            | 1,505,103   |
| 自己株式の取得                  |           |            |           | △120       | △120        |
| 自己株式の処分                  |           | 1,474      |           | 19,573     | 21,048      |
| 自己株式の消却                  |           | △1,996,706 |           | 1,996,706  | —           |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |           |            |           |            |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | 601,000   | 50,056     | 1,108,137 | 53,200     | 1,812,394   |
| 当連結会計年度末残高               | 2,000,000 | 1,581,566  | 6,630,718 | △124,905   | 10,087,379  |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                  |                   | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|-----------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 98,880                | △21,893  | △57,733          | 19,253            | 25,952    | 7,683,282 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |                       |          |                  |                   |           | 636,909   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 98,880                | △21,893  | △57,733          | 19,253            | 25,952    | 8,320,191 |
| 当連結会計年度変動額               |                       |          |                  |                   |           |           |
| 株式移転による増加                |                       |          |                  |                   |           | 683,328   |
| 剰余金の配当                   |                       |          |                  |                   |           | △396,966  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                       |          |                  |                   |           | 1,505,103 |
| 自己株式の取得                  |                       |          |                  |                   |           | △120      |
| 自己株式の処分                  |                       |          |                  |                   |           | 21,048    |
| 自己株式の消却                  |                       |          |                  |                   |           | —         |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 27,392                | 4,484    | △220,087         | △188,211          | 2,089     | △186,122  |
| 当連結会計年度変動額合計             | 27,392                | 4,484    | △220,087         | △188,211          | 2,089     | 1,626,271 |
| 当連結会計年度末残高               | 126,272               | △17,408  | △277,821         | △168,957          | 28,041    | 9,946,463 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。



## 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部         |           |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 流 動 資 産  | 873,627   | 流 動 負 債         | 42,384    |
| 現金及び預金   | 703,680   | 未払金             | 18,522    |
| 未収還付法人税等 | 169,947   | 未払費用            | 239       |
|          |           | 未払法人税等          | 6,581     |
|          |           | 未払消費税等          | 10,274    |
|          |           | 預り金             | 6,767     |
|          |           | 負債合計            | 42,384    |
| 固 定 資 産  | 8,403,507 | 純 資 産 の 部       |           |
| 無形固定資産   | 5,892     | 株 主 資 本         | 9,206,709 |
| ソフトウェア   | 1,502     | 資 本 金           | 2,000,000 |
| 商 標 権    | 4,389     | 資 本 剰 余 金       | 6,827,920 |
| 投資その他の資産 | 8,397,615 | 資 本 準 備 金       | 500,000   |
| 関係会社株式   | 8,397,615 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 6,327,920 |
| 資 産 合 計  | 9,277,135 | 利 益 剰 余 金       | 788,165   |
|          |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 788,165   |
|          |           | 繰越利益剰余金         | 788,165   |
|          |           | 自 己 株 式         | △409,377  |
|          |           | 新 株 予 約 権       | 28,041    |
|          |           | 純 資 産 合 計       | 9,234,750 |
|          |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 9,277,135 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 損益計算書

(自 2021年7月14日  
至 2022年6月30日)

(単位：千円)

| 科目           | 金額  |           |
|--------------|-----|-----------|
| 売上高          |     | 1,144,937 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 354,224   |
| 営業利益         |     | 790,713   |
| 営業外収益        |     |           |
| 受取利息         | 0   |           |
| 雑収入          | 12  | 13        |
| 営業外費用        |     |           |
| 支払利息         | 452 | 452       |
| 経常利益         |     | 790,274   |
| 税引前当期純利益     |     | 790,274   |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 2,109     |
| 当期純利益        |     | 788,165   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年7月14日  
至 2022年6月30日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                 |               |                           |               |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|---------------------------|---------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金                 |               |
|                         |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | —         | —         | —               | —             | —                         | —             |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                 |               |                           |               |
| 株式移転による増加               | 2,000,000 | 500,000   | 8,323,152       | 8,823,152     |                           |               |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                 |               | 788,165                   | 788,165       |
| 自己株式の取得                 |           |           |                 |               |                           |               |
| 自己株式の処分                 |           |           | 1,474           | 1,474         |                           |               |
| 自己株式の消却                 |           |           | △1,996,706      | △1,996,706    |                           |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |                 |               |                           |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 2,000,000 | 500,000   | 6,327,920       | 6,827,920     | 788,165                   | 788,165       |
| 当 期 末 残 高               | 2,000,000 | 500,000   | 6,327,920       | 6,827,920     | 788,165                   | 788,165       |

|                         | 株 主 資 本    |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|------------|-------------|-----------|------------|
|                         | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |           |            |
| 当 期 首 残 高               | —          | —           | —         | —          |
| 当 期 変 動 額               |            |             |           |            |
| 株式移転による増加               |            | 10,823,152  |           | 10,823,152 |
| 当 期 純 利 益               |            | 788,165     |           | 788,165    |
| 自己株式の取得                 | △2,425,657 | △2,425,657  |           | △2,425,657 |
| 自己株式の処分                 | 19,573     | 21,048      |           | 21,048     |
| 自己株式の消却                 | 1,996,706  | —           |           | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |            |             | 28,041    | 28,041     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △409,377   | 9,206,709   | 28,041    | 9,234,750  |
| 当 期 末 残 高               | △409,377   | 9,206,709   | 28,041    | 9,234,750  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

# 会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

DNホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 川 福 之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DNホールディングス株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DNホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

D N ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 川 福 之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DNホールディングス株式会社の2021年7月14日から2022年6月30日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関し、その構築及び運用の状況について取締役、使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月23日

DNホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉村実義 ㊟

監査等委員 林田和久 ㊟

監査等委員 井上毅 ㊟

(注) 監査等委員 林田和久及び井上毅は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上







## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田練堀町300番地  
住友不動産秋葉原駅前ビル4階  
当社 本社会議室



### お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。